

# 平成19年度第8回庁議 会議録

[日 時] 平成19年11月1日(木) 午前8時45分～午前9時18分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長  
経済部長・港務局事務局長欠席により、経済部総括次長・港務課長出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 過疎地域自立促進計画の変更について (企画部)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。

お祭りも終わりましたが、市制施行70周年記念式典が明後日開催されます。各部局長にも、それぞれの役を果たしていただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。

では、本日の庁議を始めますが、来年度の予算編成時期になっております。先の庁議で説明しましたように、平成20年度当初予算においても、財政調整基金における調整をしない場合には、16億円の財源不足が見込まれております。このような厳しい財政状況を認識して、取り組んでいただきたいと思います。

只、既に通知しておりますが、第四次長期総合計画の目標年度まで残り3年間でありますことから、第四次の総仕上げを行うということで、特別枠として「まちづくり支援枠」を設けることにしております。厳しい財政状況の中ではありますが、各部署の職員の皆様の意欲、市民生活のために何とかしたいという意欲をくみ取りたいということ設けておりますので、ぜひ知恵を出した、工夫をした予算編成をお願いしたいと思っております。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 過疎地域自立促進計画の変更について

市長 過疎地域自立促進計画の変更について、企画部から説明をお願いします。

<企画部長>

[別添資料「過疎地域自立促進計画変更関係資料」に沿って説明]

前もって、新居浜市過疎地域自立促進計画改訂案、変更の新旧対照表、そして概要版を皆様のお手元に配布しているが、本日は概要版でもって計画の変更点をご説明させていただきます。

概要版の説明の前に、別子山の人口の推移等を若干説明したい。別子山村は平成15年4月1日に新居浜市と合併し、過疎地域自立促進計画については別子山村の計画を引き継ぎ、平成16年度までが前期5か年の計画であった。新居浜市としては15、16年度ということで、16年度に見直しを行い、17年度から21年度の5か年を後期計画として、合併後の新居浜市の過疎自立促進計画を実施をしてきた。別子山の人口の推移は、平成15年合併当時の住民基本台帳では262人、平成19年現在では222人で、15年対比で約15%の減少となっている。また、世帯数は同じく134世帯から120世帯ということで、約10%の減少と、いずれも減少傾向である。こういった中で、過疎自立促進計画を着実に実行することによって、人口減少の歯止めであるとか、別子山地域自身の自立を促進していこうということである。担当する部局は、企画部から消防本部まで7部局が該当しているが、この計画に基づいて、今後21年度まで着実な実施をお願いしたいということ、を、まずもってお願いしておいて、説明に入りたい。

それでは、概要版に基づいて、変更点について説明する。まず、計画変更の理由としては、ご存知のとおり、今年度で新市建設計画の一部見直しを行うことになっているが、基本的には過疎地域自立促進計画と新市建設計画とは一体であることから、その見直しとの整合性を図るということでの変更である。また、主な変更点としては、基本的には、新市建設計画の事業変更に伴う文言修正及び事業計画表への事業の追加、削除。また、林道開設事業に係る自立促進施策区分、これはどのような施策を行っていくかということであるが、この変更に伴う文言及び事業計画表の修正ということである。計画期間を平成17年度から21年度までとすることをはじめ、本計画における基本的な事項についての変更は行っていない。

では、計画変更の概略について説明する。計画項目としては、「2 産業の振興」から「10 その他地域の自立促進に関し必要な事項」まで9項目あるが、今回変更しようとする計画項目ごとに説明する。

まず計画項目名「2 産業の振興」について。本文では15頁から18頁に掲載しているが、主な変更箇所と内容を説明する。「現況と課題」として、林業に関する記述を文言追加している。そのために、「その対策」として林業を追加している。「事業計画」としては、林道保土野線及び豊後線の開設の追加である。もともとこれらの事業は、「3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」にあったが、愛媛県から、「2 産業の振興」として位置付ける方が適正であろうと指摘を受け、記述する計画項目を変更したものであって、事業を新しく追加したものではない。

次に、計画項目名「3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」について。本文では19頁から22頁に掲載している。今説明したとおり「現況と問題点」の「交通」

については、林道に係る記述の削除。また、「情報化」として、文言追加、文言修正、並びに事業の追加をしている。これは、別子山地域におけるブロードバンド対策に係る記述を追加したためである。変更理由としては、地上放送のデジタル化に対応して、別子山地域における地上デジタルテレビ放送の難視聴解消に向けた手法を検討し、アナログ放送が終了する平成23年7月までに整備を行うため、及び別子山地域におけるブロードバンドゼロ地域解消の手法を検討して整備を行うためである。

次に、計画項目名「4 生活環境の整備」について。本文では23頁から25頁に記載している。「その対策」について、文言修正している。これは、事業計画を簡易水道整備から飲料水供給施設整備に変更したためである。別子山地域の水道施設の整備については、地域住民の需要を把握した上で、簡易水道整備から変更して、現在使用している小規模水道施設を再編する飲料水供給施設の整備を行うこととしている。もう1点、事業の削除としては、合併処理浄化槽整備事業である。これは、平成15、16年度で、別子山地域での合併処理浄化槽の整備は一応終了したということで、市全体での予算枠対応に変更したことによる。

次に、計画項目名「10 その他地域の自立促進に関し必要な事項」について。本文では、34頁、35頁に記載している。「その対策」の文言修正と「事業計画」の変更をしている。これについては、当初計画では、地球温暖化防止のための研究拠点となるリサーチセンターの建設や循環型木材利活用加工施設等の整備を予定していたが、費用対効果、また建設後の施設維持管理等を考慮すると、現時点での事業の完全実施は困難であると判断し、「地球温暖化防止森林管理システムモデルづくり事業」は中止し、現在も行っているが、国、県の補助事業を活用した別子山地域の森林整備や森林作業体験学習を内容とする、事業名としては「地球温暖化防止森林環境保全整備事業」という名称と内容を変更して、今回記載している。

最後に、この過疎地域自立促進計画の全体事業費について説明する。15、16年度の前期では2億9千万円余りで、過疎債6千1百万円余りを充当している。また、後期、平成17年度から21年度までの、今ご説明した変更を含め、事業費11億円余り、これに充当する過疎債は6億円余りを見込んでいる。なお、過疎債は事業費の100%に充当できるが、過疎債と合併特例債との仕分けをして、別子山地域で合併特例債を充当できる事業を差し引くと、過疎債を充当できるのは6億円余りということである。なお、林道整備、道路整備等については、過疎債100%を充当している。

また、遅れが目立っている事業については、過疎債の借り入れ等もあることから、当初の事業実施計画どおり事業を実施していただき、前向きな過疎債の活用をしていきたいと考えている。なお、後期計画終了の平成21年度までには、事業内容の詳細について変更が生じることもあるかと思うが、できるだけ早期に企画部にご連絡いただき、調整を行っていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

なお、この計画の見直しについては、12月市議会で承認をいただきたいと考えている。  
市長 何か、質問等あるか。

過疎地域の指定は期限限定の暫定的なものであったと思うが、平成21年度で終了するのか。

事務局 過疎地域自立促進特別措置法では、合併した時点で過疎地域に指定されていた市町村は過疎地域とみなし、この法律の規定を適用するとされている。また、この法律は時限立法であり、平成21年度で終了する。過疎対策のための特別措置法はずっと続いてきたので、引き続いて作られる可能性が高いと思うが、現在協議中と聞いている。

市長 みなし規定で別子山地域が過疎地域とされているが、現在の新居浜市で言えば、過疎地域には該当しないはずである。このみなし規定も存続するのか。

事務局 そのあたりの方針をどうするかは聞いていない。

企画部長 全国的に過疎化は急速に進んでいる状況である。また、どこの過疎地域でも同じであろうが、道路や林道整備などは平成21年度までには終了しない。手当てとしては限定されるかも知れないが、存続するのではないかと考えている。

副市長 過疎債の交付税措置はどうなっているのか。

企画部長 過疎債は事業費の100%に充当でき、その70%が交付税措置される。

副市長 合併特例債は、どうなのか。

企画部長 事業費の95%で、交付税措置は過疎債と同様70%である。しかしながら、過疎債には枠があり、県で調整される。

副市長 過疎地域では過疎債が使えるだけで、通常の補助事業で補助率のアップ等はないのか。

企画部長 過疎地域ということではない。

市長 では、各部局、関係する箇所をよく把握しておいていただきたい。この議題については、これで終了する。

あらかじめの議題等はこれ1件だけであるが、何か連絡事項はあるか。

市民部長 市民部から2点お願いがある。

<市民部長>

まず一つは、夏のまちづくり校区集会に続いて校区環境整備会議を本日からスタートし、今月15日までの間に行う。関係部局には、対応・協力方よろしくをお願いしたい。

2点目は、3日土曜日の午後に、「新居浜をよりよくしょう！プロジェクト」の公開プレゼンテーションを実施する。午前の記念式典に引き続き周年事業として行うので、既にメール等でお願いをしているが、職員の多数の参加をよろしくをお願いしたい。

市長 部局長さんは、記念式典の午後も参加するようにお願いする。

他にないか。

消防長 1点連絡しておきたい。

<消防長>

先週、松山で消防の広域化に関する会議が開かれ、県から、第1案として「県下一つの広域化」、第2案として「東予、中予、南予の三つでの広域化」が示されたが、県の意向としては、第1案で消防を広域化していこうという考えである。そして、「11月中に各市町長に、危機管理官、または防災安全課長が説明に伺います。」ということで、県の考え方、「3

ブロックより1ブロックの方が好ましい。」という詳細な理由を作って、説明に来ることになっている。正式には来年の2月に決定するのであるが、「ほぼ県域で消防を作って行こう。」というふうな方向で決まりそうである。

市長 　　いつ説明に来ると言ったのか。

消防長 　　日にちは決まっていないが、11月中とのことである。

市長 　　イメージ的には理解できるが、「はいはい」とすぐ言えるものではない。人事面や財産的なものもある。副市長さん、この件については、企画部、総務部を含めて調整し、まとめておいてほしい。

　　県がするのではなく、市町の連合体で行おうという意味であろう。

消防長 　　そうである。消防組織法の中では、市町村長が消防管理の責任を負うことになっている。一部事務組合方式になるのか、広域連合になるのか、その辺のところは分からないが、非常に大きな事で、それを19年度中に決めようということである。

市長 　　わかりました。他に連絡事項はないか。

事務局 　　事務局から少し時間をいただき、まちづくり支援枠の予算要望について、ご説明したい。

#### <事務局>

10月12日付けでお知らせしているが、11月9日が10か年実施計計画の要望提出期限のなっており、このまちづくり支援枠の予算要望も同日としている。10か年実施計計画もそろそろまとまりつつあると思うが、その中で部局長さんにおかれては、これが足りないとか、要望で新しく出ているのに部局枠配分の中ではできないとされているところがあると思う。そこで、再認識、再確認ということで、まちづくり支援枠の概要について説明しておきたい。

目的としては、第四次長期総合計画の目標年度まで残り3年となったことから、通常の10か年実施計画の要望とは別に予算枠を設け、目指す都市像の実現に向けて総仕上げを行おうということである。

次に対象事業についてであるが、ここをよく理解しておいていただきたい。また、対象事業は、ハード事業、ソフト事業は問わないが、国や県等の補助制度の活用を極力図っていただきたい。対象事業は、まず1点目として、第四次長期総合計画の期間内、平成22年度までに完了する事業である。2点目は、現行の10か年実施計画未掲載の事業で、後期戦略プラン策定後、市民要望が特に強い事業、または、第四次長期総合計画期間内に実現すべき必要が生じた事業ということで、原則として、既に掲載されている事業の拡充は対象とはしない。市民要望とは、まちづくり校区集会、議会、各種団体からの要望や協働事業提案事業等を指し、また、補助金は対象外としている。

次に、予算額について。一般財源の総額として、年間概ね2億円程度、3年間で計6億円程度としている。

事業実施の可否は、10か年実施計画とは別に、市長の前でプレゼンを行い、市長査定を

経て、決定する。実施決定後、10か年実施計画に登載することになる。

次に要望方法について。通知文に別添で要望書及び部局集計表を添付しているが、この要望書及び部局集計表に入力後、紙ベースで1部を総合政策課に提出していただくとともに、指定フォルダ内に保存していただきたい。なお、事業に係る資料もあれば、添付していただきたい。

提出期限は先ほど説明したが、11月9日の金曜日である。

最後になるが、まちづくり支援枠は、原則今回のみの措置であり、来年にあらためて要望するということとはできない。平成20から22年度の3か年分について、今回まとめて要望していただきたい。例えば、21年度に行おうとする事業について、来年に要望したらよいというのではなく、20年度は実施しなくても、今回要望をしておいていただきたい。

以上説明したが、もう一度、部局内で周知、意思統一を行い、要望していただきたい。

市長 質問等あるか。

副市長 このまちづくり支援枠は、財政状況が大変厳しい中ではあるが、お金が無いと何もできないということのないよう、無理をして別枠で設けたものである。各部局、知恵を出し合い、提案をしていただきたい。

それからもう一点。県も同じように、別枠での新たな予算要求を考えていると思う。また、先般の市長会等では、「地域環境整備事業がなくなって、大変困っている。」との各市長さんの声もある。それで、逆に言うと、市町から県に対して、「このような予算を作ってほしい。」という提案型の要望があれば、タイミング的に今が一番いい時期である。各部局、「市もするけれども県もこういう予算を作ってほしい。」という要望があれば、教えていただきたいと思っているので、よろしく願います。

市長 他に連絡事項があるか。

消防長 もう1点、連絡事項を報告しておきたい。

<消防長>

11月11日の日曜日に、「市民と消防のふれあい祭り」を、9時30分から山根市民グラウンド、山根総合体育館で開催する。雨天の場合は、一部コーナーを中止し12時30分まで、晴天時には15時まで行う。これは、**市制施行70周年の記念行事でもあり**、各部局長さんをはじめ、職員の皆さんの参加方よろしく願いたい。

市長 他に連絡事項等あるか。

徳州市の歓迎レセプションは、全部局長に関係するののか。

市民部長 市民部など関係部局長のみである。

市長 市制施行70周年記念式典については、各部局長さん、自分の役割は理解しているのか。

事務局 各部局長さんには、役割についてメール送信させていただいているが、わからないところがあれば、行政改革推進課に問い合わせ願いたい。

市長 昨日の12月補正予算の査定の中で出たことであるが、工事の着工が遅い

ようである。「当初から予算組みをしているのに、まだできていない。」というような話が出た。我々から見ても、遅く感じられる。この前、国土交通省松山工事事務所の所長さんが来て言っていたが、「国土交通省では3月は仕事をしない。年度末事業は行わないようにしている。」とのことである。やらないと決めて、やらなくて済むようなスケジュールを作って仕事をしているという意味である。「国民から年度末事業の批判が大きいので、3月のぎりぎりのところまでは、仕事はしません。」と言っていた。今11月で、本年度も後5か月であるが、修正できるスケジュールは修正していただきたい。副市長さん、収入役さんで、各部局と協議して、フォローをしていただきたい。

それと、来年2月に、商工会議所が主催して「とっておきの新居浜検定」が行われる。中学生レベルで、70%以上の正答率で合格になるとのことであるが、私も受けようと考えている。検定公式テキストブックは、1,000円程度であったと思うが。

事務局 テキストブックは1,050円、受験料は1,000円(一般)だったと思う。

市長 部局長さんも受けてみてはどうか。検定と言えば、商工会議所では、環境に関する検定もあると聞いたが。

環境部長 エコ検定(環境社会試験)のことで、試験会場は、愛媛県では新居浜市だけと聞いている。

市長 商工会議所の新居浜検定をはじめ、協働プロジェクトでもいろいろな提案が活発になっているが、一緒にできることは一緒にしていきたいと考えているので、よろしく願いしたい。

では、これで第8回庁議を終わる。